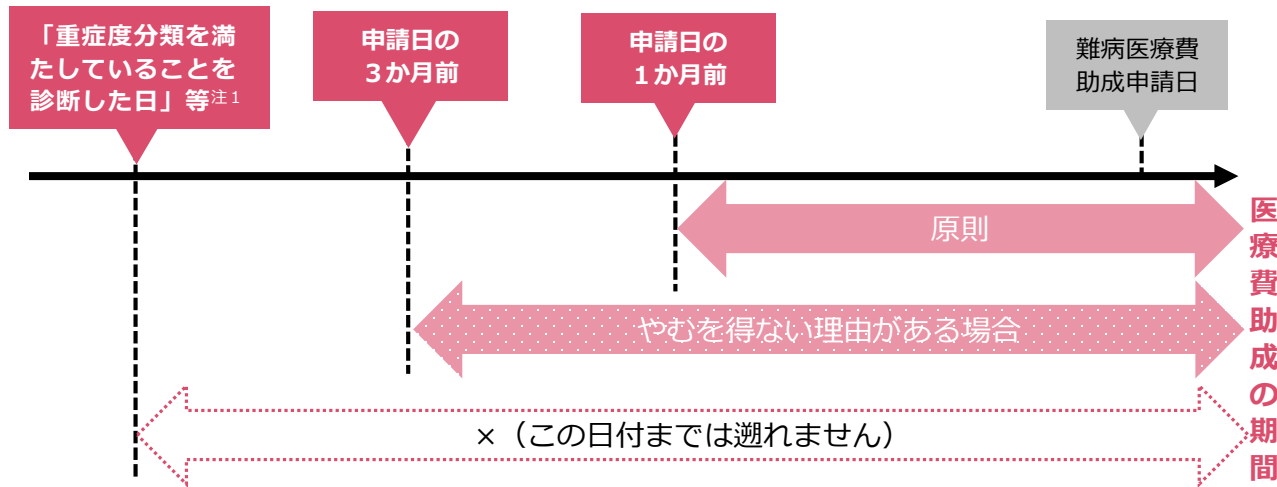


医療費助成開始日は、「重症度分類を満たしていることを診断した日」等の日付まで遡ることができます

医療費助成開始日のイメージ



- 医療費助成の開始時期を、「重症度分類を満たしていることを診断した日」等^{注1}とします。
- ただし、遡り期間は**原則として申請日から1か月**とします。「重症度分類を満たしていることを診断した日」等と比較して、**より遅い日付が医療費助成開始日**となります。
例) 「重症度分類を満たしていることを診断した日」等が4月10日、申請日の1か月前が4月15日
→4月15日が医療費助成開始日
- 診断日から1月以内に申請を行わなかったことについて、**やむを得ない理由^{注2}があるときは最長3か月まで延長**します。

注1 重症度分類を満たさない場合であっても、以下の要件を満たした方は医療費助成の対象となります（軽症高額対象者）。軽症高額対象者は、医療費助成の開始時期を、「**その基準を満たした日の翌日**」とします。

助成要件

申請月以前の12か月以内に、その治療に要した医療費総額が33,330円を超える月が3月以上あること

注2 診断書（臨床調査個人票）の受領に時間を要した、診断後すぐに入院することになった、大規模災害に被災した など （具体的な事例は、最終ページをご覧ください。）

注3 特定医療費の支給開始日を確認するため、**指定医が臨床調査個人票に記載された内容を診断した日（診断年月日）を臨床調査個人票に記載**します。

指定難病に関する情報は、「**難病情報センター**」ウェブサイトをご覧ください。

都道府県・指定都市ごとの相談窓口や難病指定医・難病指定医療機関、指定難病の疾病概要や診断基準などが掲載されています。

難病情報センター

検索

<https://www.nanbyou.or.jp/>

具体的な判断方法等については、次ページ以降をご確認ください。

なお、医療費助成の申請方法について、詳しくはお住まいの区役所・総合支所の障害高齢課にお問い合わせください。

医療費助成開始日の判断について


【申請の種類】

廻りが可能な申請は、「新規申請」と「変更申請（疾病追加）」です。

新規申請



対象

申請書の  に
「支給開始を希望する日等」
を記載して申請してください。

変更申請

疾病追加


それ以外

- ・指定医療機関の変更
- ・自己負担上限額の変更

更新申請



対象外（※1）

申請書の  の
の記載は不要です。

（※1） ただし、支給認定有効期間満了後の申請となってしまう方は廻りの対象となります。

【申請書の記載方法】

申請書に医療費の支給開始を希望する日等を記載していただく必要があります。

「申請書」と「臨床調査個人票」等(以下参照)をご用意いただき、
右ページのフローにならって、支給開始を希望する日等を記載してください

【申請書の例】

こちらの欄

● 特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日 ※3

令和 年 月 日

- 【左記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている場合、
臨床調査個人票の受領に時間を要したため
- 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため
- 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため
- その他

※3 特定医療費の支給開始日は、指定医が重症度分類を満たしていると診断した日又は軽症高額基準を満たした日の翌日（ただし廻り期間満了後の申請は、支給認定有効期間満了後の申請となるため、申請日に関わらず、臨床調査個人票に記載された診断年月日等、特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日を記載してください。ただし、更新の場合は原則記載不要です。

（同意しない項目は、二重線で消してください。）

（あて先）厚生労働大臣

私は、指定難病の研究を推進するため、提出した臨床調査個人票が、別紙「研究利用に関するご説明」のとおり、指定難病の治療研究等、指定難病に係る研究及び政策を立案するための基礎資料として利用されることに同意します。

（あて先）仙台市長

私は、本申請書に記載した情報のうち、受診者及び保護者の住所、氏名について自己の疾患に関連する講演会等の案内を郵送する等その目的に必要な範囲内で仙台市が情報を利用することに同意します。

（あて先）仙台市長
私は、本申請書に記載した情報のうち、受診者及び保護者の住所、氏名について自己の疾患に関連する講演会等の案内を郵送する等その目的に必要な範囲内で仙台市が情報を利用することに同意します。

令和 年 月 日

申請者氏名

（申請者は、18歳未満の場合は保護者、それ以外は受診者です）

■ 重症度分類を満たす方の場合

[臨床調査個人票]

記載年月日 西暦 年 月 日

診断年月日 西暦 年 月 日

■ 軽症高額該当基準を満たす方の場合

[領収書等]

領収書等で確認した

「軽症高額該当基準を満たした日の翌日」

※ 「重症度分類」および「軽症高額該当基準」の両方満たす方は、より廻りが可能な日を記載し、適用することができます。

A : 特定医療費の申請日

B : (重症度分類を満たす方)臨床調査個人票に記載されている診断年月日
(軽症高額該当基準を満たす方)領収書等で確認した「軽症高額該当基準を満たした日の翌日」

A から **B** までの期間が、1か月以内である

はい

いいえ

B の日付を記載してください。
右側のチェックボックスの
記載は「不要」です！

申請が遅れたことにやむを得ない理由がある

はい

いいえ

A から **B** までの期間が3か月以内である

はい

いいえ

A から1か月前の日付を記
載してください。
右側チェックボックスの
記載は「不要」です！

B の日付を記載してください。
右側のチェックボックスの
記載が「必要」です！

A から3か月前の日付を
記載してください。
右側のチェックボックスの
記載が「必要」です！

◆1か月前（3か月前）の考え方◆
1か月前または3か月前の同日を記
載してください。ただし、同日が
存在しない場合は、月末の日を記
載してください。

(例1)

A が11月15日の場合の1か月前
⇒ 10月15日を記載

(例2)

A が5月31日の場合の1か月前
⇒ 4月30日を記載

※ 上記のフロー図は最大限遡れる日を示しております。
その日までの間で任意の日を記載いただくことも可能です。

やむを得ない理由の例については、次のページをご参照ください

申請が遅れたことのやむを得ない理由の例

※診断年月日等から1か月以内に申請を行わなかったことについて、やむを得ない理由がある場合は、申請日から最大3か月の助成開始時期の遡りの対象となります。

※以下を参考に申請書のチェックボックスを記載してください。

※その際、証明書類等の提出は必要としません。

□ 臨床調査個人票の受領に時間を要したため

- 「診断がついた」あと「臨床票の受領まで」に申請者の責めに帰さない理由により時間を要したケース
※診断後1か月以内に臨床票を受領した場合でも、残りの期間が少なく1か月以内に申請することが難しい場合も含む。
- × 「診断がつく」までに時間を要したケースは想定していない。

□ 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため

- 成年患者本人や申請者である保護者が、体調面の理由により準備に時間を要したケース
- 成年患者本人や申請者である保護者が、自分以外の家族等の看護や介護におわれていたケース
※体調面の原因は、申請する疾病に限らない。（認知機能・高齢による身体機能の低下も含む。）
※代理人の有無やその代理人による申請の可否は考慮しない。

□ 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため

- 地震、豪雨、豪雪、津波等に被災したことにより準備に時間を要したケース
- 感染症により行動制限が必要であるケース
※地域における災害等の状況を鑑み、やむを得ない理由として差し支えない。

□ その他

- 医療機関から診断を受け臨床調査個人票を発行されているが、DV被害を受け（女性相談所で一時保護を受ける等）、申請手続きのために直ちに動けなかった。
- 離島患者において、医療機関が遠隔地（島外）にあり、臨床調査個人票を受領後、治療のため帰島することができず、申請書類の準備や提出に時間を要したため 等
- × 仕事、育児、失念、身内の不幸、転居等は想定していない。